

令和 7 年度における福島市乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園事業) の概要

(1) 事業の目的

「こどもまんなか」の理念のもと、
『保護者とともにこどもの育ちを支えていくための制度』
○保護者の就労要件などを問わず、全てのこどもの育ちの支援
○孤立・不安感を抱えて子育てしている保護者への支援

* 妊娠期以降、全てのこども・子育て世帯を対象に切れ目ない支援の拡充を図るため、産後ケアが終了する 0 歳 6 か月～満 3 歳未満の保育所等に通園していないこどもを対象とする通園事業として創設されたものです。

(2) 福島市における実施方法 (基本的な考え方)

事業目的達成のための必要条件【アンケート結果を踏まえて】

- 十分な慣らし保育や親子登園によって、低年齢の子どもが安心・安全に過ごせる環境を確保する。
- こどもと保護者を継続的にフォローすることで、こどもの育ちと保護者の支援に繋げる。
- 事業を実際に行っていただく施設にとって、「持続可能な」事業運営方式とする。



令和 7 年度の事業展開

- 令和 8 年度の本格実施（給付事業化）に向け、モデル的に実施する。
- モデル的な事業となるため、子ども・保護者を継続的にフォローできる「一般型」で行う。
- 開設場所は次の 2 種類とし、「誰でも通園」利用前に複数回の親子参加を経ることとする。
 - ①地域子育て支援センターを併設する保育所・認定こども園
 - ②未就園児向け子育て支援事業を実施する幼稚園（満 2 歳児対象）
- 日時や受入人数等については、事業者が運営可能な範囲で任意に設定していただく。

(3) 令和7年度の実施方法【全体のあらまし】

開設 場所	<u>○地域子育て支援センターを併設する保育所・認定こども園</u> ・実施場所（実施主体）は、保育所、認定こども園または地域子育て支援センターのいずれかに設定。 ・実施場所（主体）にかかわらず、保育所等と支援センターが連携して実施。 <u>○未就園児向け子育て支援事業を実施する幼稚園</u>
利用 対象者	<u>保育施設等に通園していない、0歳6か月～満3歳未満のこども</u> ・後述「利用の流れ」に沿って、複数回の親子登園・面談を経て利用者登録した子どもを対象にする。 ※利用者は、通常保育と異なり、施設に直接契約等を行うことになります。 ◎詳細は【資料3】をご参照ください。
実施する 日時	<u>【応相談】 *事業者が運営可能な日時を設定いただければ結構です。</u> ・1回の利用は3～4時間程度が基本と考えています。必ずしも長い時間帯（午前9時～午後5時など）で実施する必要はありません。 ・月10時間利用できるよう、月3～4回以上の日程を設定いただくことを想定しています。 ・食事やおやつの提供は事業者の任意で、必ず行う必要はありません。
利用の 流れ	①環境に慣れるため、支援センターの事業や、幼稚園の未就園児向け子育て支援事業に親子で参加 （基本的に2～3回程度を想定） ②利用者登録のための親子面談、利用者登録 ③事業者が設定する日時の中で、空いている日時を予約 ※国が開発する「総合支援システム」で行います。 ④利用（預かり） ⑤【利用（預かり）時以外】 ・地域子育て支援センターの事業や、未就園児向け子育て支援事業へ、親子で継続して参加 ・一時預かり事業を利用 ◎詳細は【資料3】をご参照ください。

補助金 利用料 など	① <u>市が事業者を支払う費用（補助金）</u> 単価は対象年齢ごとに設定され、障がいの有無等で加算があります。 また、当日のキャンセル料も支払いの対象となります。 <table border="1" data-bbox="422 362 1093 719"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>こども一人 1時間当たり単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td><td>1,300円</td></tr> <tr> <td>1歳児</td><td>1,100円</td></tr> <tr> <td>2歳児</td><td>900円</td></tr> <tr> <td>障がい児加算</td><td>400円</td></tr> <tr> <td>要支援家庭のこども加算</td><td>400円</td></tr> <tr> <td>医療的ケア児加算</td><td>2,400円</td></tr> </tbody> </table> ② <u>利用保護者が事業者が直接支払う利用料など</u> (1) 1時間あたりの利用料 1人当たり300円を基本とし、事業者が利用料金を定めます。 (2) 利用料金の減免 利用者によって、以下のとおり減免を受けられる場合があります。 <table border="1" data-bbox="399 1021 1428 1200"> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯</td><td>300円／1時間 減額</td></tr> <tr> <td>市町村税非課税世帯</td><td>240円／1時間 減額</td></tr> <tr> <td>市町村税所得割合合算額が7万7,101円未満の世帯</td><td>210円／1時間 減額</td></tr> <tr> <td>その他支援児童がいる世帯</td><td>150円／1時間 減額</td></tr> </tbody> </table> (3) おやつ代など実費徴収 食事やおやつ等を提供（提供は任意）する場合は、その費用を保護者から実費徴収することが可能です。	区分	こども一人 1時間当たり単価	0歳児	1,300円	1歳児	1,100円	2歳児	900円	障がい児加算	400円	要支援家庭のこども加算	400円	医療的ケア児加算	2,400円	生活保護法による被保護世帯	300円／1時間 減額	市町村税非課税世帯	240円／1時間 減額	市町村税所得割合合算額が7万7,101円未満の世帯	210円／1時間 減額	その他支援児童がいる世帯	150円／1時間 減額
区分	こども一人 1時間当たり単価																						
0歳児	1,300円																						
1歳児	1,100円																						
2歳児	900円																						
障がい児加算	400円																						
要支援家庭のこども加算	400円																						
医療的ケア児加算	2,400円																						
生活保護法による被保護世帯	300円／1時間 減額																						
市町村税非課税世帯	240円／1時間 減額																						
市町村税所得割合合算額が7万7,101円未満の世帯	210円／1時間 減額																						
その他支援児童がいる世帯	150円／1時間 減額																						
総合支援 システム	・事業の運営にあたって、事業関係者の負担軽減と利用者の利便性向上のため、国が整備するシステムです。 ・国からシステムに係る「事業者マニュアル」等詳細が示されたあと、国からの情報提供を踏まえ、事業者の皆様へ詳細をお示しします。 ・システム上では、主に「予約可能枠の登録」「利用実績の登録」「市への請求書発行」ができるようになります。 ・システム利用のために、タブレット端末等が必要となる見通しです。 なお、システムがWebシステムとなる見込みのため、インターネットに接続可能な端末であれば、既存のもので利用可能と見込まれます。																						
人員 設備 の基準	◎【資料4】【資料5】をご参照ください。																						